

「教育資金専用普通預金」の取扱い開始について

名古屋銀行（頭取 中村 昌弘）は、平成 25 年 12 月 16 日（月）より、「教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する専用の商品として、「教育資金専用普通預金」の取扱いを開始いたします。

本商品は、30 歳未満のお孫さま等が、祖父母さま等から教育資金として贈与を受けられた資金を当行へお預入れいただき、実際に教育資金として支払いに充当した場合、贈与税が非課税となる商品です。

当行はこれからも、お客さまのニーズお応えできるような商品やサービスの拡充に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日 平成 25 年 12 月 16 日（月）

2. 商品概要

商 品 名	教育資金専用普通預金
ご利用いただける方	直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母）から教育資金として一括贈与を受けられた 30 歳未満の個人のお客さま
対象となる預金	普通預金（教育資金専用：教育資金管理契約を締結）
お預入れ金額	・ 10 万円以上 1,500 万円以下（1 円単位） ・ お預入れに際しては、あらかじめ書面にて贈与者（祖父母さま等）と受贈者（お孫さま等）との贈与契約の締結が必要です。
お預入れ期限	平成 27 年 12 月 21 日
適 用 金 利	普通預金金利
お取扱い店舗	国内店舗（東京支店、今池ローンセンター、各ローンプラザを除く）の窓口でお申込みいただけます
お引出し方法	窓口にて教育資金の支払に充当したことを証明する領収書等の原本（有効期限 1 年間）を提出していただきます。 ※教育資金以外の払出しはできません。
お取扱い手数料	無 料
契 約 の 終 了	教育資金管理契約は、以下のいずれかの早い日に終了し、本口座は解約となります。（※ 通常の普通預金として引き続き利用することはできません。） ①預金者（受贈者）が 30 歳となられた日 ②預金者（受贈者）が亡くなられた日 ③預金残高が無くなり、契約終了の合意があった日 ※ 上記①～③の事由いずれにも該当しない場合は、ご本人からの申し出であっても本口座の解約はできません。

教育資金専用 普通預金

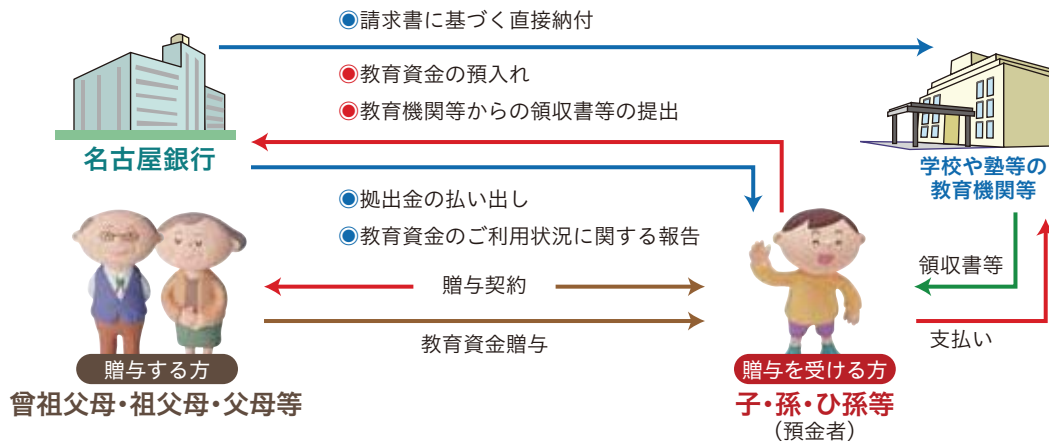


名古屋銀行

Bank of
NAGOYA

「教育資金専用普通預金」の仕組み

- 「教育資金専用普通預金」は、30歳未満のお孫さま等が、祖父母さま等から教育資金として贈与を受けられた資金を当行へお預入れいただき、実際に教育資金として支払いに充当した場合、贈与税が非課税となる商品です。
- お預入れ時に受贈者であるお孫さま等から「教育資金非課税申告書」を当行経由で税務署宛てにご提供いただきます。
- お預入れいただいたご資金のうち、学校等の教育機関へのお支払いであれば、お孫さま等1人あたり1,500万円まで贈与税が課税されません。(学校等の教育機関以外へのお支払いは500万円までとなります)。
- お引出しには教育資金にお支払いされたことを証明する領収書等(原本)を、期限までにご提出いただく必要がございます。また、ご提出いただく領収書等は、支払日や記載すべき事項など必要となる条件がございますのでご注意ください。
- 教育資金へのご利用状況に関する報告書を定期的に送付いたします。抛出品(教育資金として贈与を受けられた資金)からの払出金額や残額についてご確認いただくことができます。



お申込み

ご利用いただける方	直系尊属から教育資金の贈与を受けた30歳未満の個人のお客さま (未成年のお客さまは、親権者さまのお手続きとなります)
お申込み金額	10万円以上 1,500万円以下(1円単位)
お取り扱い期限	平成27年12月21日まで(贈与契約後 2ヵ月以内にお預入れいただきます)
追加預入について	・10万円以上1円単位です ・預金者1人あたりお預入れ総額1,500万円までの範囲で可能です。
金利	普通預金金利
口座管理手数料等	無 料
払出手数料	無 料
必要書類	<p>A ご本人さま 保険証・運転免許証・パスポート等 確認書類(原本) …… お孫さま等が未成年の場合は、親権者さまのご本人確認書類およびお孫さま等と親権者さまの関係がわかる確認書類(戸籍謄本や住民票等)も必要となります。</p> <p>B 戸籍謄本等(原本) …… 祖父母さま等がお孫さま等の直系尊属であることが確認できる書類</p> <p>C 贈与契約書(原本) …… あらかじめ書面にてご締結いただいた祖父母さま等とお孫さま等との贈与契約書</p> <p>D お孫さま等のご印鑑 …… 口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑および贈与契約書と同じご印鑑</p>

預金の払い出し

お預入れいただいたご資金は預金者さまからのご請求に基づき払い出します。

払い出しの際は、教育資金の支払いに充当したことを証明する領収書等(原本:支払日から1年以内)の必要書類をご提出いただきます。



お引出し時の必要書類

- 教育資金専用普通預金通帳、お届印
- 教育機関からの領収書等(原本)

■お届け事項の変更

当行にお届けいただいている事項に変更が生じた場合は、必ず当行にご連絡ください。ご変更内容によっては、税務署宛に申告書の提出が必要となります。

【税務署宛て申告書が必要な事例】

- 当行へのお預入れ金額を追加される場合
- 預金者さまの氏名・住所が変わられる場合

■契約の開始

契約日は教育資金専用普通預金の口座開設日となります。

贈与を受けた日(贈与契約日)から2ヶ月以内にお預入れがない場合は、教育資金管理契約は無効となります。

■契約の終了

教育資金専用普通預金(契約)は、次に掲げる事由により教育資金管理契約は終了し、教育資金専用普通預金の専用口座は解約となります。

- ①受贈者さまが30歳に達した日
- ②受贈者さまが死亡した日
- ③拋出金残高が無くなり、契約終了の合意があった日

上記3つの事由以外の場合、解約の申込みをすることはできません。



ご注意いただきたい事項

【お申込み時】

- ★本商品へのお預入れいただいたご資金は、贈与者様と受贈者様の間で書面による贈与契約に基づき、贈与されたものであり、申込時に贈与契約の原本を提出いただきます。
- ★教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置にともなう金融機関へのお預入れは、受贈者1人あたり上限金額1,500万円まで1金融機関1営業所のみとなります。複数の金融機関・営業所へのお預入れはできません。
- ★教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の上限金額は、受贈者1人あたり1,500万円ですが、塾や習い事などの学校等以外へのお支払いは500万円までとなります。
- ★お申込み日から預金の口座開設まで1週間程度の時間を要します。本商品の対象となる教育機関等へのお支払いは、教育資金管理契約期間中の支払いとなります。

【払い出し時】

ご提出いただく領収書等は契約の開始後、最初の預入日から教育資金管理契約終了日までの支払いで、支払日から1年以内のものに限ります。1年以内とは、領収書の支払日から当行が預金から払い出し手続きを行った日までとなります。

【終了時】

本預金終了時に、お預入れいただいたご資金から教育資金としての払出金額を差し引いた残額に対し、贈与税が課せられる場合がございます。

本預金における税務上等の取扱いについては、税理士等専門家にご相談ください。

教育資金専用普通預金

Q & A

Q 教育資金専用普通預金に預入れた金額の総額が1,500万円までであれば、必ず非課税扱いとなるのでしょうか。

A 教育資金に充当した金額のみが非課税扱いとなります。本預金契約終了時に、お預入れいただいたご資金から教育資金としての払出金額(学校等の教育機関以外へのお支払いは500万円が限度)を差し引いた残額に対し、贈与税が課せられる場合がございますので、お孫さま等の教育計画にあわせてお預入れいただく金額をご確認ください。

Q 平成27年12月21日までであれば、何度でも申込むことは可能ですか。

A 本商品へのお預入れ金額の総額が1,500万円までであれば、何度でも追加でお申込みいただくことが可能です。追加でお申込みされる場合は、お申込みいただいた当行本支店へご相談ください。

Q 教育資金以外の払い出しも可能ですか。

A 原則、教育資金以外の払い出しはできません。

Q 通常の贈与税非課税枠との併用は可能ですか。

A 可能です。

お孫さまへかけがえのない贈り物を。

平成25年度税制改正にて教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されることとなり、30歳未満のお孫さま等へ授業料等の教育資金を非課税にて一括贈与する取扱いが開始されました。

名古屋銀行では、お孫さまの未来に託したご資金を、大切にお預かりできる商品をご用意いたしました。



30歳未満の
ひ孫さま等への贈与も
対象となります。

名古屋銀行

教育資金専用普通預金の特長

●お孫さま等の教育資金として当行がお預かりします。

お預入れいただいた資金は、お孫さま等が将来にわたり十分な教育が受けられるように教育資金として当行がお預かりします。

●教育資金としてまとめて1,500万円まで贈与いただくことができます。

学校等の教育機関へのお支払であればお孫さま等1人あたり1,500万円まで贈与税が課税されません。

●教育資金の払出状況をご報告いたします。

年1回、お孫さま等の受益者さま宛に払出状況についてご報告いたします。残高などがご確認いただけますので、将来に向けた教育資金の支払計画を立てていただくことができます。

名古屋銀行

検索

詳しくはお近くの店舗または当行ホームページにてご確認ください。